<u>茨城県雇用対策協定</u> 令和5年度実施事業計画

1 目的

中長期的に茨城県内の労働力人口が減少することが見込まれる中にあっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施する。

2 重点事項

- (1) 本県における安定した雇用の創出
 - ① 若者の雇用の安定と経済的自立の支援
 - ② 女性が活躍できる環境づくり
 - ③ 高年齢者の活躍推進
 - ④ 障害者の雇用促進
 - ⑤ 外国人材の活躍促進
 - ⑥ 就職氷河期世代への就労支援

【主な目標】

- ① 就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数、雇用者の正規雇用率
- ② マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点 支援対象者の就職件数
- ③ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合、ハローワーク紹介による高年齢者の就職件数
- ④ ハローワーク紹介による障害者就職件数、障害者の実雇用率(民間企業)
- ⑤ 外国人材と県内企業との就職マッチング人数及びセミナー・研修会への参加 企業数
- ⑥ 就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方等への支援による正規雇用者数

- (2) 本県への新しい人の流れをつくる
 - ① 県外からの人材の還流促進
 - ② 地元産業への人材の定着促進

【主な目標】

- ① 大学・高校卒業者の県内企業等への就職者数
- (3) 公共職業訓練の効果的な実施のための更なる連携
 - ① 公的職業訓練(ハロートレーニング~急がば学べ~)の普及促進
 - ② 公共職業訓練受講者に対する就職支援に関する連携の強化
 - ③ デジタル人材育成に資する訓練コースの整備、地域の人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定

【主な目標】

- ① 公共職業訓練(離職者訓練(施設内訓練、委託訓練及び企業実習付き委託訓練))の受講率
- ② 公共職業訓練(離職者訓練(施設内訓練、委託訓練及び企業実習付き委託訓練))の訓練修了3か月後の就職率
- ③ IT分野の訓練コースの充実
- (4) 働き方改革
 - ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

【主な目標】

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた次の目標

- ① 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
- ② 年次有給休暇取得率
- (5) 雇用環境悪化への対応
 - ① 新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する雇用関連施策の実施
 - ② 大量雇用調整事案発生時における迅速かつ連携した支援の実施

3 分野別の事業内容

- (1) 本県における安定した雇用の創出
 - ① 若者の雇用の安定と経済的自立の支援

【令和5年度の取組事項】

新規学卒者等の就職状況は改善しているものの、引き続き、新卒者・既卒者に対する就職支援やフリーター等に対する正規雇用の実現に向けた取組を強化する。

- ア 新卒者等就職・採用応援本部を開催し地域の実情に応じた新規学卒者等 の就職・採用支援に係る企画・調整
- イ 茨城県知事、茨城県教育長、茨城労働局長等からの求人要請の実施による 企業における一層の正規雇用での採用機会の拡大
- ウ 就職面接会等の共同開催を通じた新規学卒者等に対する積極的な参加の 働きかけによる就職支援
- エ 県内ハローワークといばらき就職支援センターとの連携による就職支援の強化
- オ ユースエール認定企業の周知及び普及拡大
- カ 就職支援ナビゲーター等による新卒者等に対する職場定着支援等の推進
- キ 県内ハローワーク及びいばらき就職支援センターにおけるフリーター等の正社 員就職支援の実施
- ク 地域若者サポートステーションの活動を支援することによる若年無業者の職業 的自立の推進
- ケ 企業におけるキャリアアップ助成金等の活用促進のための茨城県と茨城労働 局が共同して周知・徹底を行うなどの取組強化
- コ 新卒未就職者に対して、就職支援事業を周知し、誘導することによる早期の正 社員就職の促進

【目標数值】

就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数4.281件(令和5年度)

② 女性が活躍できる環境づくり

【令和5年度の取組事項】

女性が意欲と能力に応じて働きやすい職場環境を整備し、女性の継続就業や 職域の拡大及び管理職登用等その活躍推進を図るとともに、マザーズコーナー 等において、出産・子育て等で離職した女性への再就職支援を強化する。

- ア いばらき女性活躍・働き方応援協議会における情報の交換と協力
- イ 仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供
- ウ 労働局(ハローワーク)が保有する求人情報等の茨城県への提供
- エ 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めている均 等関係法令及び両立支援等助成金の周知・徹底に関する協力
- オ 中小企業等における一般事業主行動計画の策定、「えるぼし認定」及び「プラチナえるぼし認定」に向けた働きかけ及び茨城県への情報提供
- カ 子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対する「くるみん認定」、及び「プラチナくるみん認定」に向けた支援及び「トライくるみん認定」に向けた支援、「不妊治療と仕事との両立に関する認定制度(プラス制度)」の周知・徹底に関する協力
- キ 出産・子育て等で離職した方等への再就職支援として、ハローワーク(水戸所・ 日立所・土浦所・古河所・龍ケ崎所・常陸鹿嶋所)内のマザーズコーナー及び いばらき就職支援センター内のマザーズ応援窓口を中心とした担当者制による 個別支援や託児付きセミナーの実施

【目標数值】

・ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点 支援対象者の就職件数1,472件(令和5年度)

③ 高年齢者の活躍推進

【令和5年度の取組事項】

65歳までの雇用確保措置の確実な実施と65歳を超えても働きたい高年齢者のニーズに応じた就業機会の確保

- ア 茨城県と茨城労働局による高年齢者雇用確保に係る経済団体等へ要請行動 の実施
- イ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の更なる普及推進のための茨城県と 茨城労働局による企業訪問
- ウ 県内ハローワーク(生涯現役支援窓口設置ハローワークにおいては当該窓口) といばらき就職支援センターが連携した就職支援の実施
- エ 高年齢者を対象とした就職面接会(元気いばらき就職面接会等)の開催による マッチングの促進
- オ 特定求職者雇用開発助成金及び65歳超雇用推進助成金の活用促進
- カ 生涯現役を促進するための高年齢者の就業機会の確保

- ・ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合 89.0%(令和5年度)
- ・ ハローワーク紹介による高年齢者の就職件数 9,000件以上(令和5年度)

④障害者の雇用促進

【令和5年度の取組事項】

令和4年6月1日現在の障害者の実雇用率が2.20%と法定雇用率2.3%を下回っていることを踏まえた一層の障害者雇用の促進

- ア 茨城県と茨城労働局による障害者の雇用確保に係る経済団体等へ要請行動の実施
- イ 地域の関係機関が連携した「チーム支援」の一層の推進 (「茨城県障害者雇用推進アドバイザー」との積極的な連携)
- ウ 障害者就職面接会等を共同開催することによる法定雇用率未達成企業への 参加の積極的な働きかけ
- エ 改正障害者雇用促進法の周知及び啓発
- オ 雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について、制度の周知
- カ「トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)」等各種助成金の活用のための周知
- キ 「茨城県障害者雇用優良企業認証制度」及び「障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度(もにす認定)」の周知・啓発
- ク「就労パスポート」の周知・啓発

- ・ ハローワーク紹介による障害者の就職件数2,364件(令和5年度)
- 障害者の実雇用率(民間企業) 2.7%以上(令和8年度までに)

⑤外国人材の活躍促進

【令和5年度の取組事項】

外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、 在留資格制度等に関するセミナー・研修会や、県内での就労を希望する外国人材に 対し、県内企業と就職マッチングや外国人材の定着支援を行うことにより、継続的か つ安定的に人材・労働力を確保し、県内企業の人手不足を解消する。

- ア 茨城労働局やハローワークにおける利用者への「茨城県外国人材支援センター」 に関する情報提供
- イ 県内での就労を希望する外国人材に対し、「特定技能」や「技術・人文知識・国際 業務」等により、県内企業との就職マッチングを実施
- ウ「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」を中心とした就労に係る在留資格の 概要等、外国人材活用につながるセミナー・研修会の開催・周知
- エ 茨城県内で就労した外国人材の帰国後の就職支援サポート
- オ 外国人雇用状況届出制度及び外国人雇用管理指針の周知・啓発

- ・ 外国人材と県内企業との就職マッチングモデルケース創出人数 39人(令和5年度)
- セミナー・研修会への参加企業数 200社(令和5年度)

⑥就職氷河期世代への就労支援

【令和5年度の取組事項】

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者等で、いわゆる就職氷河期世代にあたる者の就労を支援するため、関係者で構成するプラットフォームを形成するとともに、相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を行う。

- ア ハローワーク(水戸所・土浦所)専門窓口やいばらき就職支援センターにおいて、 キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、就職面接会の開 催等の就職支援を実施
- イ 労働局(ハローワーク)といばらき就職支援センターにおいて受理した限定求人 又は歓迎求人の相互共有
- ウ 就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員とした、県内の就職氷河 期世代の活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を行うプラットフォームの開催
- エ 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)、キャリア アップ助成金、人材開発助成金等の周知及び活用促進
- オ 地域若者サポートステーションにおいて、支援対象を40歳代にまで拡大し、福祉 機関等へのアウトリーチ型支援を実施

【目標数值】

・就職氷河期世代で不安定な就労状態にある方等への支援による正規雇用者数 7,500件以上(令和2年度~令和6年度)

- (2) 本県への新しいひとの流れをつくる(UIJターン・地元定着の支援)
 - ① 県外からの人材の還流促進
 - ② 地元産業への人材の定着促進

【令和5年度の取組事項】

本県では、高校生の大学進学者の約8割、県内大学生の就職者の約6割が 県外に流出しており、若者の人口流出は、地域経済の縮小を招くおそれがある ことから、新規学卒者等の人材の県内へのUIJターン及び県内定着を促進する。

- ア 就職応援"くらぶ"による就職情報等の発信と大学側のニーズの把握
- イ 茨城県内企業の魅力をアピールするインターンシップの促進
- ウ 企業向け採用力強化プログラムの実施
- エ 企業が求職者を直接スカウトできる「ダイレクト・リクルーティング」機能を持った 就職支援サイトを運営し、求人情報や県内就職に役立つ情報を発信
- オ 県内外学生向けの学内企業セミナーの開催・周知
- カ UIJターンの促進に向けた学生の保護者への情報発信
- キ 大学等の就職支援担当者と企業人事担当者の連携強化を目的とした交流会 を開催し、両者の相互理解を深めての学生の地元企業への応募機会及び企業 の採用機会を拡大
- ク 新卒応援ハローワークにおける利用者への上記イベント等に関する情報提供
- ケ 高校生向け早期キャリア講座の開催

【目標数値】

大学・高校卒業者の県内企業等への就職者数16,780人(令和4~5年度累計)

- (3) 公共職業訓練の効果的な実施のための更なる連携
 - ① 公的職業訓練(ハロートレーニング~急がば学べ~)の普及促進
 - ② 公共職業訓練受講者に対する就職支援に関する連携を強化
 - ③ デジタル人材育成に資する訓練コースの整備、地域の訓練ニーズを適切に反映した訓練コースの設定

【令和5年度の取組事項】

公共職業訓練の積極的な周知・広報、ニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定、公共職業訓練が必要な求職者に対する適切な受講あっせん、公共職業訓練受講者に対する就職支援に関する連携を強化する。

- ア 職業訓練が必要な者などに対して訓練の受講がし易い環境の構築、及び公的 職業訓練の愛称・キャッチフレーズ(ハロートレーニング〜急がば学べ〜)とロゴ マーク等を活用した周知・広報の徹底
- イ 公共職業訓練が必要な者に対して周知・誘導を推進するため、県立産業技術 専門学院や訓練実施施設とハローワークの連携による訓練説明会の開催、公共 職業訓練への適切な受講あっせん及びハローワーク職員の専門性向上と訓練 内容の理解を深めるための訓練実施施設の見学・意見交換会の開催
- ウ ハローワークが把握している求人者及び求職者の訓練ニーズの茨城県への提供、県立産業技術短期大学校及び県立産業技術専門学院(あるいは、いばらき就職支援センター)における、ハローワークよりオンライン提供を受けた求人情報の活用推進
- エ 公共職業訓練(離職者訓練)受講者に対して、県立産業技術専門学院とハローワークの連携による訓練受講中から修了後までの就職支援の強化
- オ 国のデジタル田園都市構想に基づくデジタル人材育成のための訓練コースや地域のニーズに即した訓練コースを設定するため、地域職業能力開発促進協議会での協議・検討を踏まえた訓練実施計画の策定及び効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練(施設内訓練))の修了3か月後の就職率 80%(令和5年度)
- 公共職業訓練(離職者訓練(委託訓練及び企業実習付き委託訓練))の修了 3か月後の就職率 75%(令和5年度)

(4) 働き方改革

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進

【令和5年度の取組事項】

労働者が、職業生活の各段階において、家庭生活、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、意欲と能力を発揮できる環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進する。

- ア「茨城働き方改革・労働環境改善協議会」の継続的開催
- イ「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の継続的開催
- ウ 長時間労働削減に向けた働き方改革の推進を図るための、管内主要企業の経 営トップ等に対する定時退社日の設定や年次有給休暇の取得促進等の働きかけ
- エ いばらき働き方改革推進月間の設定
- オ 働き方改革優良企業の認定及び県内優良事例の普及啓発

- ・ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%に近づける(令和7年までに)
- 年次有給休暇取得率を70%に近づける(令和7年までに)

(5) 雇用環境悪化への対応

- ① 新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する雇用関連施策の実施
- ② 大量雇用調整事案発生時における迅速かつ連携した支援の実施

【令和5年度の取組事項】

新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に及ぼす影響が長期化する中で、事業の継続や従業員の雇用維持に取り組む事業主や離転職に至った労働者に対する各種支援の周知及び確実な実施に取り組む。

また、地域に影響を及ぼすような大量雇用調整事案の発生時には、情報収集や再就職・生活関連支援等について、関係機関が連携し迅速に実施する。

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける非正規雇用労働者等に対し、ハロー ワークやいばらき就職支援センターにおいて求職者の個々の状況に応じ、担当者 制により職業訓練も含めたきめ細かで一貫した就職支援を実施
- イ 県内で大量の雇用調整事案が発生した場合において、県と労働局が連携した情報収集、相談窓口の設置、企業への要請、再就職・生活関連支援等を迅速に実施
- ウ 地域に多大な影響を及ぼすような大量雇用調整事案については、地元自治 体等関係機関も含めた雇用対策本部の設置による総合的な対策の実施